立川市無電柱化推進計画

令和 2(2020) 年
立川市

目　　次

第１章　計画策定の趣旨

１－１　計画策定の背景 1

１－２　計画の目的 2

１－３　計画の位置付け 2

第２章　無電柱化の現況

２－１　国及び東京都における無電柱化の動向 3

２－２　立川市における無電柱化の現況 5

２－３　近年における無電柱化整備手法 7

第３章　無電柱化の推進に関する基本的な方針

３－１　基本方針 14

３－２　整備方針 15

３－３　無電柱化路線の選定 16

第４章　無電柱化の推進に関する整備計画

４－１　計画の期間 19

４－２　整備目標 19

第５章　無電柱化の推進に関する施策等

５－１　施策の体系 21

５－２　無電柱化の推進に関する施策 22

５－３　施策を推進するために必要な事項 26

第１章　計画策定の趣旨

１－１　計画策定の背景

近年、大規模地震や台風等の自然災害が激甚化する中、災害時の電柱倒壊によって道路が閉塞され避難や救急活動等が妨げられる要因となっています。また、林立する電柱や、街中に張り巡らされた電線は、歩行者や車いすの通行の妨げになるとともに、都市景観の阻害にも繋がっています。

このようなことから、国においては、平成 28 年 12 月に「無電柱化の推進に関する法律」（以下、「無電柱化法」という。）を施行し、国、地方公共団体、関係事業者及び国民の責務や無電柱化推進計画の策定等について規定されるとともに、平成30年４月には、「無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化の推進に関する基本的な方針や目標等が明らかにされました。

一方、東京都においても、平成26年12月に「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行者空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を目的として無電柱化を推進すべく「東京都無電柱化推進計画」が策定されました。平成 31 年３月には、国の推進計画に合わせて計画期間が２年延伸され、「東京都無電柱化推進計画（改定）」として改定されています。また、平成 29 年９月には都道府県条例では初となる「東京都無電柱化推進条例」が制定され、平成 30 年３月には当条例に基づく「東京都無電柱化計画」が策定されました。「東京都無電柱化計画」では、都の無電柱化事業の今後 10 年間の基本方針や目標等が明確にされるとともに、区市町村との連携やコスト縮減に向けた取り組み等の事業推進に向けた方向性も示されました。

このような背景を踏まえ、立川市においても国や東京都の「推進計画」に参画し、「安全で快適な歩行空間の創設」や「都市防災機能の強化や良好な住環境の形成」、「都市景観等の向上」を図ることで、「業務核都市」として多摩地域の中心都市にふさわしい役割を果たすことを目的に、平成16年８月に「立川市無電柱化整備計画」を、平成21年４月に「第２次立川市無電柱化整備計画」を策定し、市内の無電柱化事業に取り組んできました。

図１－１－１　これまでの国・東京都・立川市の無電柱化推進計画の流れ

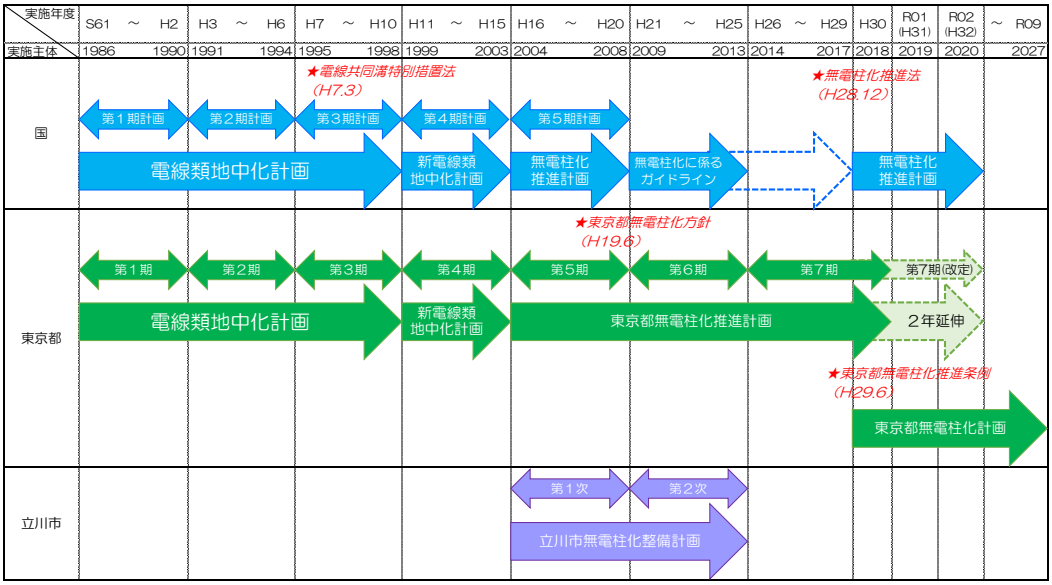

１-２　計画の目的

以上の背景を踏まえ、本計画は、立川市における無電柱化の推進に関する基本的な考え方等を示すとともに、優先的に無電柱化する路線を明確にすることで、市道における無電柱化を総合的・計画的に推進していくことを目的とします。

１-３　計画の位置付け

本計画は、「無電柱化法」第８条第２項に規定された「無電柱化推進計画」に相当する計画であり、「立川市第４次長期総合計画」及び「立川市都市計画マスタープラン」の都市整備に関わる計画として位置付けます。

併せて、「立川市地域防災計画」や「立川市景観計画」等の個別計画や道路整備に係る諸計画等の関連計画とも整合を図っていきます。

図１-３-１　立川市無電柱化推進計画の位置付け

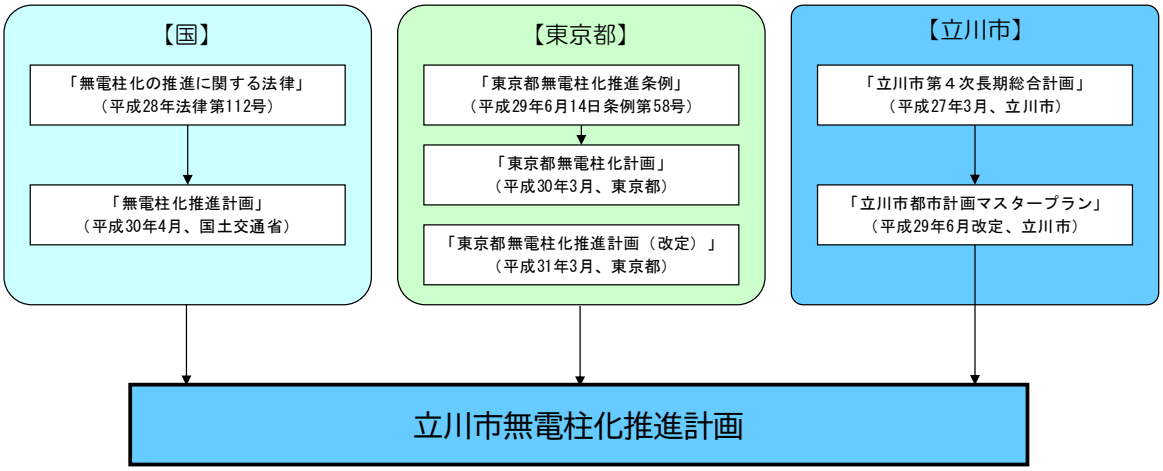

第２章　無電柱化の現況

２-１　国及び東京都における無電柱化の動向

１）国の動向

国では、「無電柱化の推進に関する法律」（平成 28 年法律第 112 号）第７条に基づき、2018 年（平成 30 年）４月に「無電柱化推進計画」を策定し、無電柱化の推進に関する基本的な方針や目標、施策等を明らかにしました。

表２-１-１　国の「無電柱化推進計画」の概要

項　目	計画の概要
第１　無電柱化の推進に関する基本的な方針	1）適切な役割分担による無電柱化の推進 2）国民の理解・関心の推進、地域住民の意向の反映 3）無電柱化の対象道路 ① 防災（緊急輸送道路、避難所へのアクセス道、避難路等 ② 安全・円滑な交通確保（バリアフリー法に基づく特定道路、生活関連経路、バリアフリー化が必要な道路、人通りの多い商店街、通学路等 ③ 景観形成・観光振興（良好な景観形成や観光振興のために必要な道路等） ④ オリンピック・パラリンピック関連（センター・コア・エリア内の道路） 4）無電柱化の手法 ① 地中化方式（電線共同溝方式、自治体管路方式、要請者負担方式、単独地中化方式） ② 地中化方式以外の手法（軒下配線方式、裏配線方式）
第２　無電柱推進計画の期間	2018 年度から 2020 年度までの 3 年間とする
第３　無電柱化の推進に関する目標	①防災　［無電柱化率］ ・都市部（DID）内の第 1 次緊急輸送道路：　34%→42% ②安全・円滑な交通確保 ・バリアフリー化の必要な特定道路：　15%→51% ③景観形成・観光振興 ・世界文化遺産周辺の地区を代表する道路：　37%→79% ・重要伝統的建造物群保存地区を代表する道路：　26%→74% ・景観法に基づく景観地区等を代表する道路：　56%→70% ④オリンピック・パラリンピック関連 ・センター・コア・エリア内の幹線道路：　92%→完了 以上の目標を達成するために約 1,400km を無電柱化
第４　無電柱化の推進に関し総合的かつ計画的に講ずべき施策	1. 多様な整備手法の活用、コスト縮減の促進 1）多様な整備手法の活用、2）低コスト手法の普及拡大、3）機器のコンパクト化・低コスト化等技術開発の促進、4）技術情報の共有 2. 財政的措置 1）税制措置、2）占用料の減額、3）予算措置 3. 占用制度の的確な運用 1）占用制限制度の適用、2）新設電柱抑制等、3）外部不経済を反映した占用料の見直し 4. 関係者間の連携の強化 1）推進体制、2）工事・設備の連携、3）民地の活用、4）他事業との連携
第５　施策を総合的、計画的かつ迅速に推進するために必要な事項	1. 広報・啓発活動 2. 地方公共団体への技術的支援

２）東京都の動向

東京都では、「東京都無電柱化推進条例」（平成 29 年６月 14 日条例第 58 号）第７条に基づき、2018 年（平成 30 年）３月に今後 10 年間の方針や目標を定めた「東京都無電柱化計画」が策定されました。これを踏まえ、平成 26 年 12 月に策定された「東京都無電柱化推進計画（第７期）」の計画期間を２年間延伸し、2020 年度までに無電柱化を進める道路や、区市町村が行う無電柱化を促進していくための取組みなどを示して、2019 年（平成 31 年）３月に「東京都無電柱化推進計画（改定）」が策定されました。

表２－１－２　「東京都無電柱化推進計画（改定）」の概要

項　目	計画の概要
無電柱化の目的	○都市防災機能の強化：災害時に電柱の倒壊による道路閉塞を防ぐとともに電線類の被災を軽減し、電気や電話などのライフラインの安定供給を確保する。 ○安全で快適な歩行空間の確保：歩道内の電柱をなくし、歩行者はもちろん、ベビーカーや車いすも移動しやすい歩行空間を確保する。 ○良好な都市景観の創出：視線をさえぎる電柱や電線をなくし、都市景観の向上を図る。
計画の期間	平成 26 年度（2014 年度）から 2020 年度までの 7 か年
無電柱化を行う道路	ａ）都市計画道路の新設・拡幅に伴う無電柱化 ｂ）その他拡幅事業等に伴う無電柱化 ｃ）面的整備に伴う無電柱化
無電柱化の整備方針	◇オリンピック・パラリンピック関連路線の完了 →東京 2020 大会開催に向けて、センター・コア・エリア内や競技会場等周辺の無電柱化完了に向けて整備を行っていく。 ◇都市防災機能の強化に寄与する路線の重点整備 →①緊急輸送道路、②環状七号線内側、③区市町村庁舎、防災拠点病院を結ぶ都道など「都市防災機能の強化」に寄与する路線を選定し、重点的な整備を行っていく。 ◇良好な都市景観の創出に向けた無電柱化を実施 →主要駅周辺において、美しい街並みの形成を目指すものとして、整備を行っていく。 ◇区市町村道の無電柱化の促進 →歩道の狭い区市町村道における無電柱化を促進していく。
整備計画延長	○国道　　：　６９km ○都道　　：８０６km　　⇒　　2020 年度までの整備計画延長：１，１５４km ○区市町村道：２７９km
都道における取組	・センター・コア・エリア内や、第一次緊急輸送道路を引き続き整備する。 ・環状七号線内側エリア及び区市町村庁舎や災害拠点病院など、災害時や災害復旧の拠点となる施設等を結ぶ路線を新たに計画に位置付け、一層の都市防災機能の強化を図る。
区市町村道における取組	・平成 20 年度から区市町村の無電柱化に対して財政支援を開始。主要駅や東京 2020 大会会場周辺の道路等を対象に事業を促進。 ・平成 29 年度からは無電柱化チャレンジ支援事業制度を創設。 ・平成 31 年度からは、頻発する災害への対応のため、平成 26 年度に開始した、防災に寄与する路線への補助の拡充を予定。
島しょ部における取組	・地域の特性に応じた整備手法を検討し、モデル路線での整備を推進。

２-２　立川市における無電柱化の現況

１）区市町村における無電柱化の現況

国道・都道における無電柱化率は27%となっていますが、都内の道路延長の約９割を占める区市町村道での無電柱化率は２%程度です。

区市町村道において無電柱化が進んでいない理由としては、歩道幅員が 2.5m未満、又は歩道がない道路が多いため、電線類の収容空間や地上機器の設置場所の確保ができないなど、現状では、技術的な課題が多くあることが挙げられます。

図２-２-１　区市町村道における無電柱化の実施状況（平成 26 年度時点）

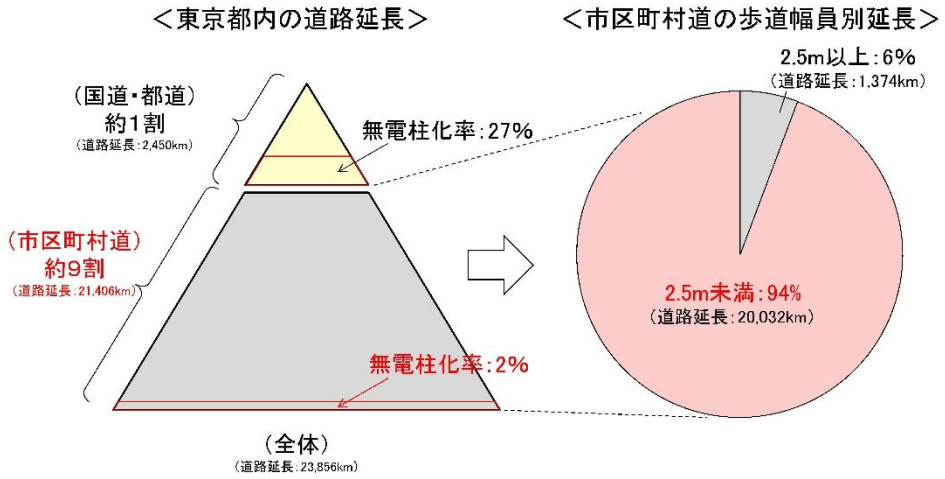

（出典）「無電柱化の実施状況と道路幅員別道路延長（東京都内）」（ITS 推進・道路調査会 無電柱化小委員会 中間理とりまとめ 参考資料集、国土交通省ホームページ）

２）立川市における無電柱化の現況

市内における無電柱化状況としては、市認定路線の全体延長 259km のうち、令和元年８月時点の無電柱化整備延長は約 10km で、整備率約 3.8%となっています。

表２-２-１　市内の無電柱化整備状況（令和元年８月）

路　線	延　長（m）	整備延長（m）	整備率（%）
１級市道	27,939	4,045	14.48
２級市道	22,161	2,145	9.68
一般市道	209,192	3,757	1.80
合　計	259,292	9,947	3.84

図２－２－２　市内の無電柱化実施済路線及び計画路線図

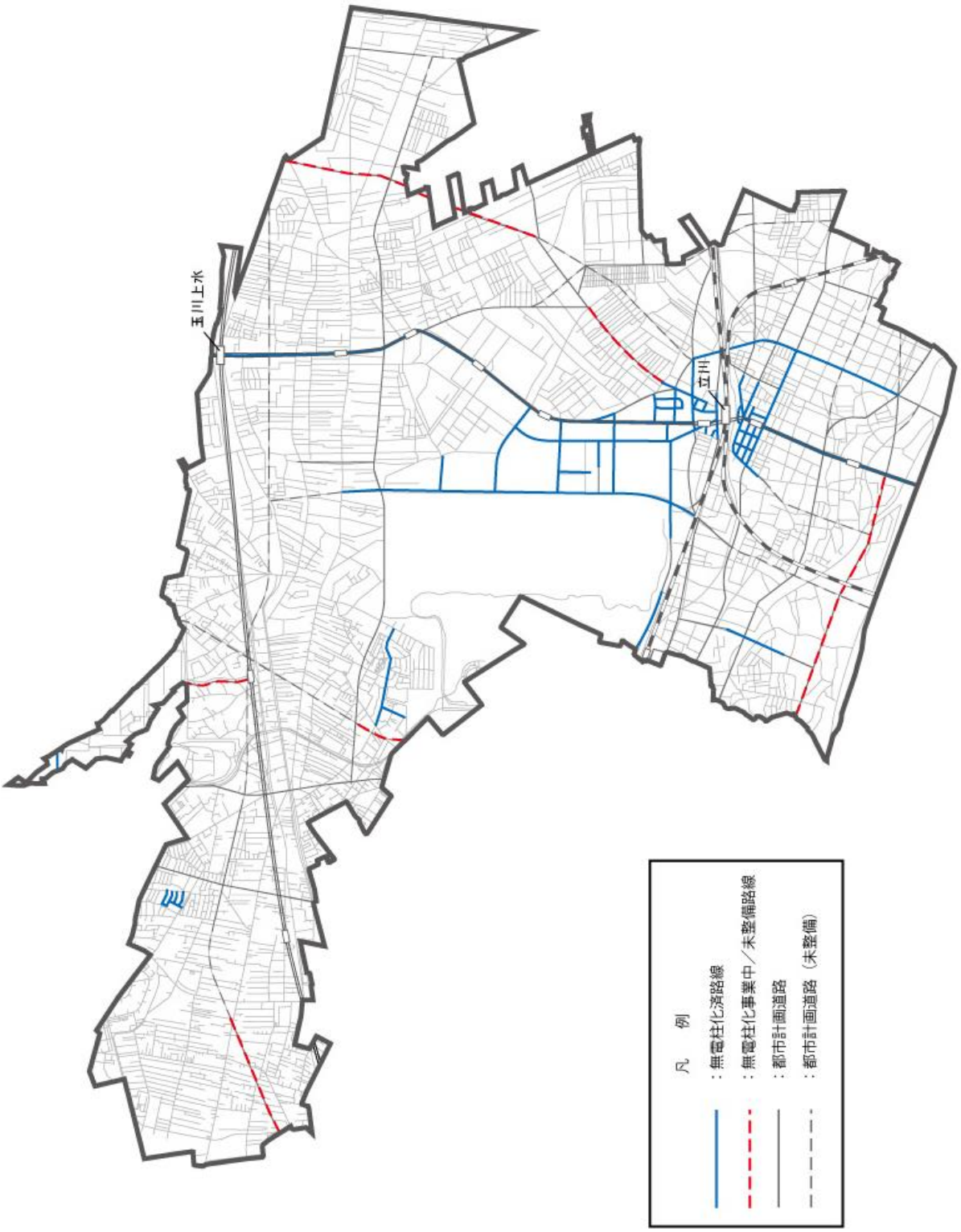

２-３　近年における無電柱化整備手法

１）無電柱化の整備手法

無電柱化は、「電線類地中化」と「電線類地中化以外」の整備手法に大別され、各手法においても様々な整備方式があります。

平成７年に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」（平成７年法律第 39 号）が施行されて以降、国・東京都・区市町村等の道路管理者が無電柱化を行う際は、電線共同溝方式が主な整備手法となっています。

図２-３-１　無電柱化の整備手法

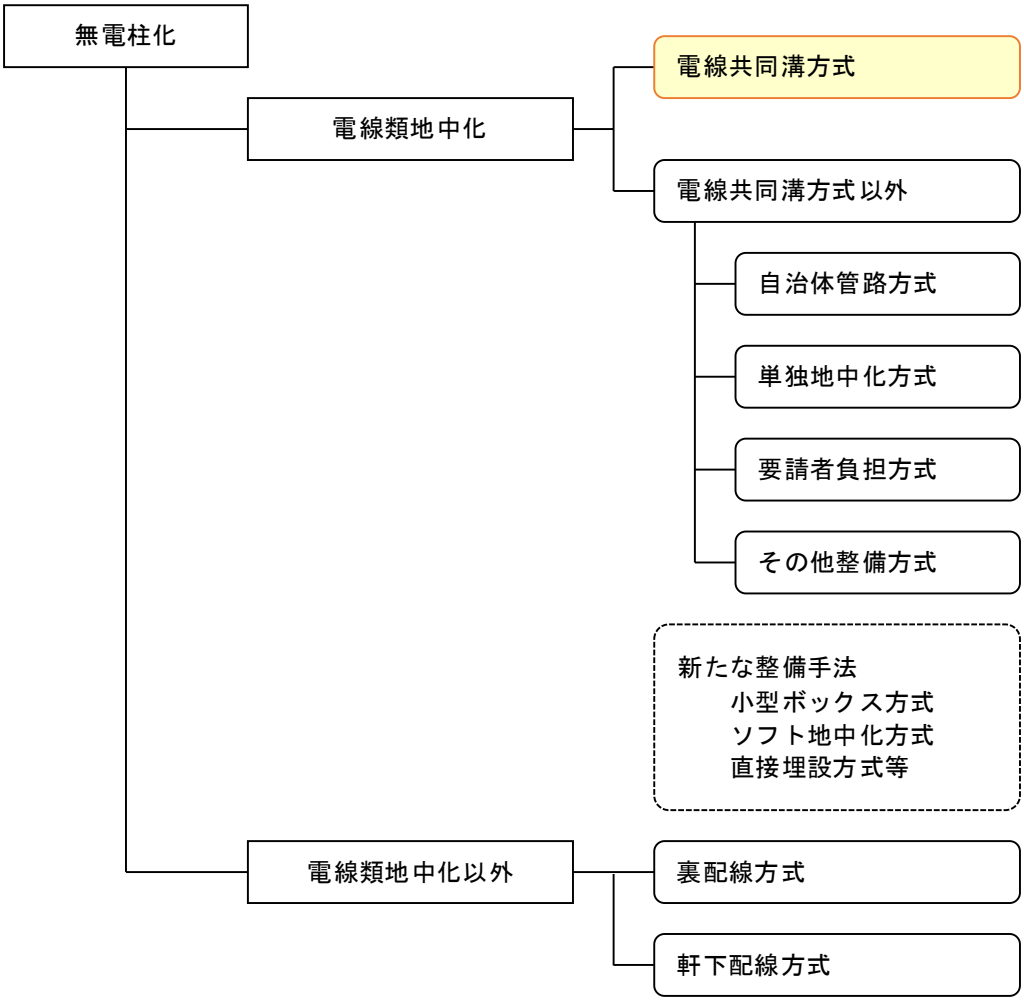

２）電線共同溝方式の概要

電線共同溝方式は、近年、最も多く採用されている整備手法で、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線、地上機器等を整備します。

整備にあたっては、歩行者や車いすの通行に最低限必要となる幅員 2.0mに加えて、地上機器の幅 0.45mが必要となるため、原則、幅員 2.5m以上の歩道幅員を確保する必要があります。

図２-３-２　電線共同溝のイメージ

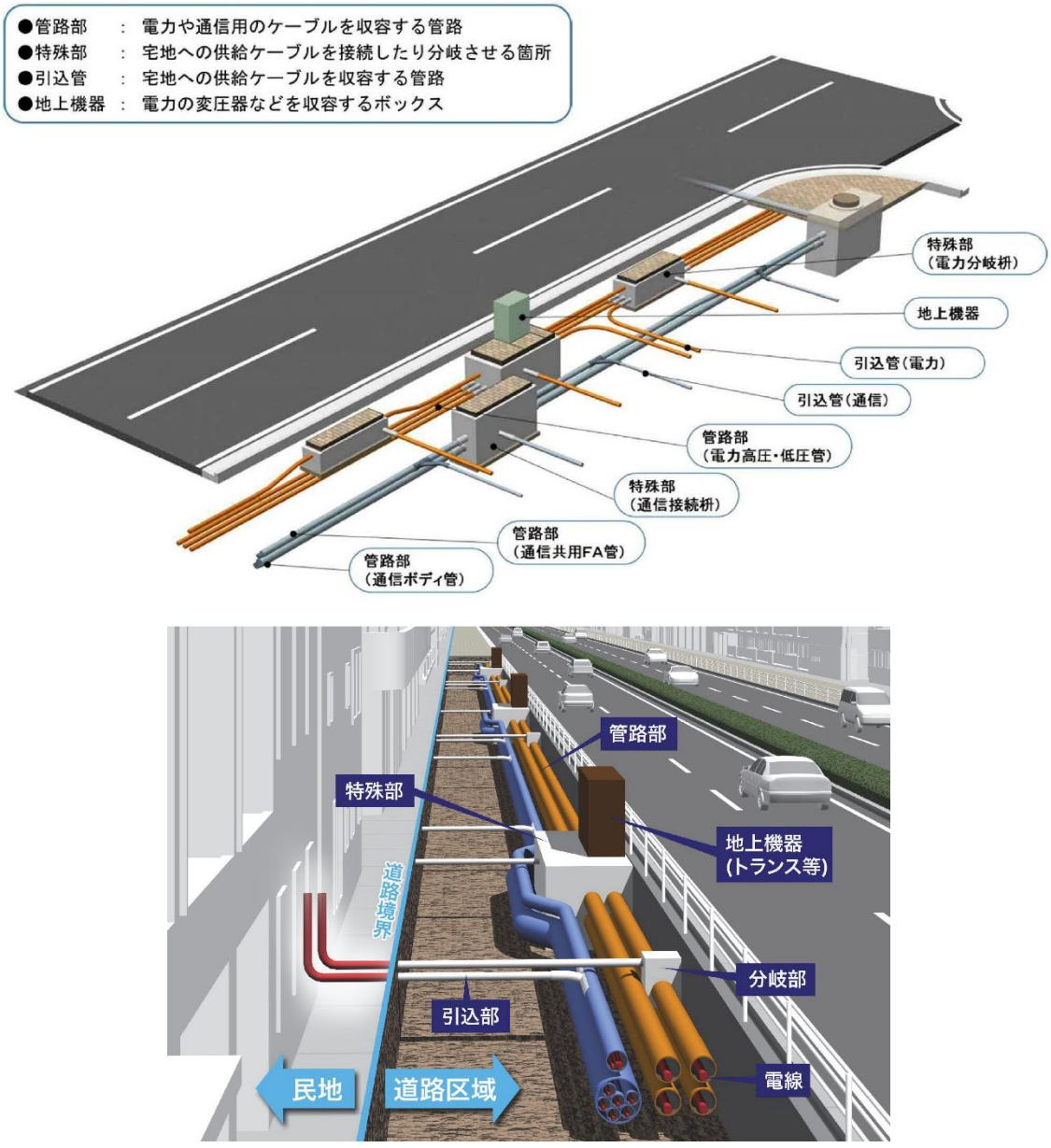

（出典）上：「東京都無電柱化計画」（平成 30（2018）年 3 月、東京都）
下：「無電柱化低コスト手法の技術的検証内容」（第 1 回 無電柱化低コスト手法技術検討委員会、国土交通省ホームページ）

３）その他整備手法の概要

電線共同溝方式以外の方式と新たな整備手法として、以下の手法があります。

≪電線共同溝方式以外の方式≫

・自治体管路方式　：管路設備を地方公共団体が整備し、残りを電線管理者が整備する方式
・単独地中化方式　：電線管理者が整備する方式
・要請者負担方式　：要請者が整備する方式

≪新たな整備手法≫

・小型ボックス方式：小型化したボックス内にケーブルを収容する方式
・ソフト地中化方式：地上機器と街路灯を一体化（柱上トランス）させた方式
・直接埋設方式　　：ケーブルを管路に収容せずに直接埋設する方式

図２-３-３（１）小型ボックス方式のイメージ

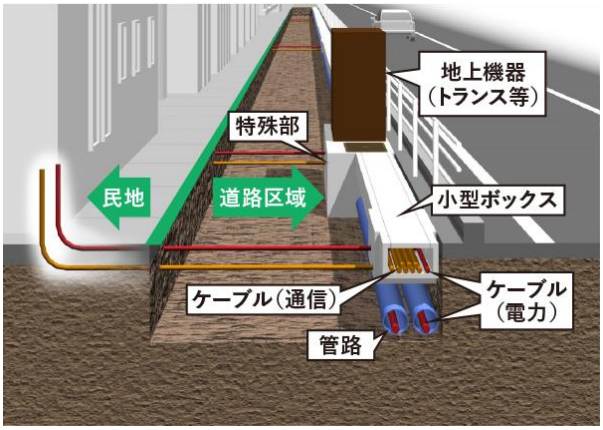

（出典）「無電柱化の推進 小型ボックス（イメージ）」（国土交通省 東北地方整備局ホームページ）

図２-３-３（２）ソフト地中化方式のイメージ

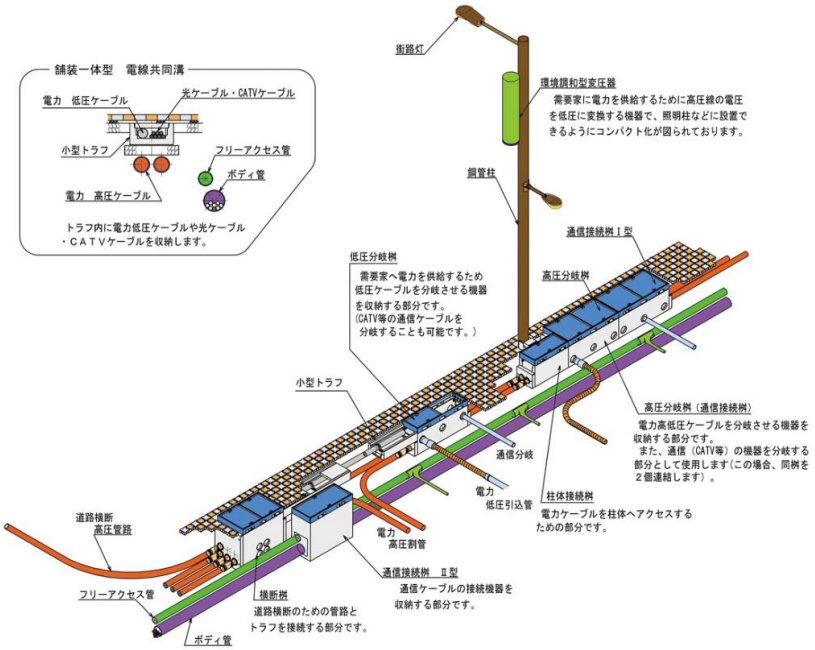

（出典）「【ソフト地中化方式】無電柱化システムのイメージ図」（日本共同溝工業会ホームページ）

≪電線類地中化以外≫

・裏配線方式　：　主要な表通りを無電柱化するため、裏通り等に電線類を配線し、裏通りから需要家への引込みを行う方式

・軒下配線方式：　無電柱化する道路の脇道に電柱を配置し、そこから引き込む電線を沿道家屋の軒下、または軒先に配置する方式

図２-３-３（３）裏配線方式

（出典）「地中化以外による無電柱化（裏配線方式）」（国土交通省ホームページ）

図２-３-３（４）軒下配線方式

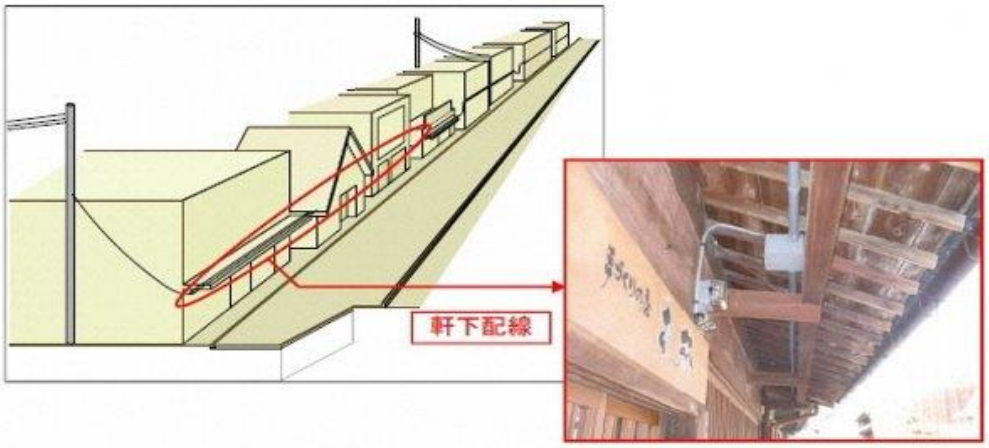

（出典）「地中化以外による無電柱化（軒下配線方式）」（国土交通省ホームページ）

４）立川市の無電柱化推進に向けた課題

市では、これまで道路事業や再開発事業等と合わせて、電線共同溝方式による無電柱化整備を推進していることから、引き続き、市道における無電柱化は「電線共同溝方式」を基本とします。

電線共同溝方式による整備においては、以下の課題に対する対応が求められます。

（１）無電柱化に時間がかかる

電線共同溝方式の整備において、道路延長約 400ｍの無電柱化を実施するためには、約７年間の時間を要するとされています。（東京都調べ）

区市町村道等の歩道幅員が 2.5ｍ未満又は歩道がない道路では、支障となる埋設物の移設や地上機器の設置に係る調整にさらに時間を要するため、整備期間の長期化が想定されます。

このため、工期の短縮に向けた検討を進めるとともに、無電柱化の必要性の高い区間から重点的に整備を推進していく必要があります。

図２－３－４　無電柱化の標準的なスケジュール

道路延長約 400mあたり	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	7年目
① 設計・手続き	■	■					
② 支障移設工事			■				
③ 電線共同溝本体工事				■	■		
④ ケーブル入線・引込管工事						■	
⑤ 電線・電柱の撤去							■
⑥ 舗装復旧工事							■

（出典）「東京都無電柱化計画」（平成 30（2018）年 3 月、東京都）

図２－３－５　電線共同溝工事の流れ

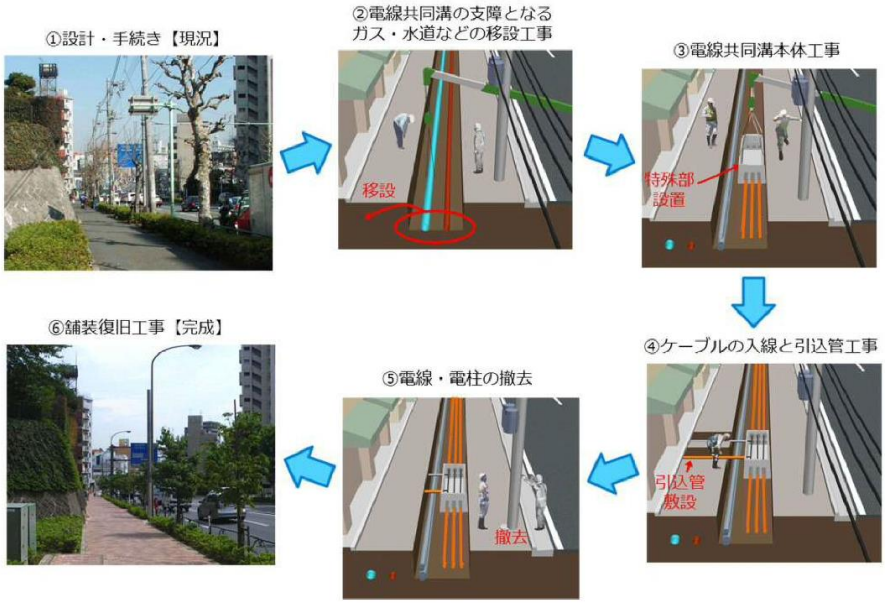

（出典）「東京都無電柱化推進計画」（平成 26 年 12 月、東京都）

（２）無電柱化にかかるコストが高い

電線共同溝方式による整備には、施設延長（電線共同溝施設の延長）km あたり約 5.3 億円の費用を要するとされており、そのうち約 3.5 億円が道路管理者負担とされています。（国交省調べ）

区市町村道のような歩道幅員が 2.5m未満、又は歩道がない道路では、埋設している管路が支障となり、特殊部や電線共同溝の管路の埋設が困難な場合が多く、更なる整備費用が必要となることが想定されます。

このため、道路管理者及び関係事業者が連携してコスト縮減に向けた取組みを推進していく必要があります。

図２-３-６　電線共同溝の整備に係る費用負担

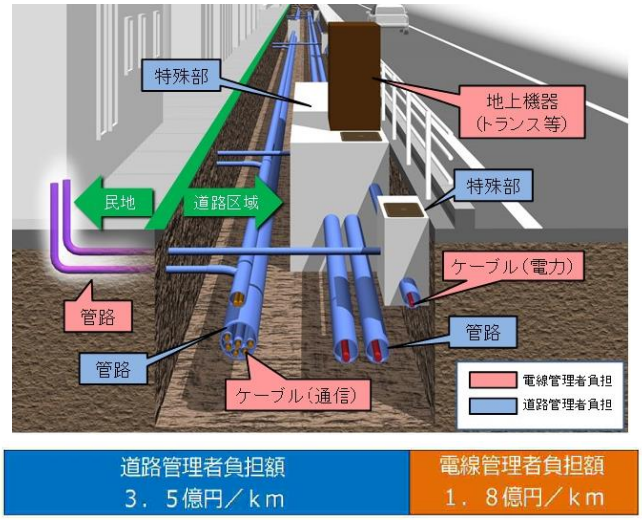

（出典）「東京都無電柱化計画」（平成 30（2018）年 3 月、東京都）

（３）地上機器の設置場所の確保が難しい

電線共同溝方式の整備には、地上機器の設置が不可欠となりますが、区市町村道のような歩道幅員が 2.5m未満、又は歩道がない道路では、道路区域内に地上機器の設置場所を確保することが困難となっています。

このため、学校や公園等の公共用地や、民地の空きスペース等を利用するなど、地上機器の設置場所の検討が必要となっています。

図２-３-７　公共用地等への地上機器設置イメージ

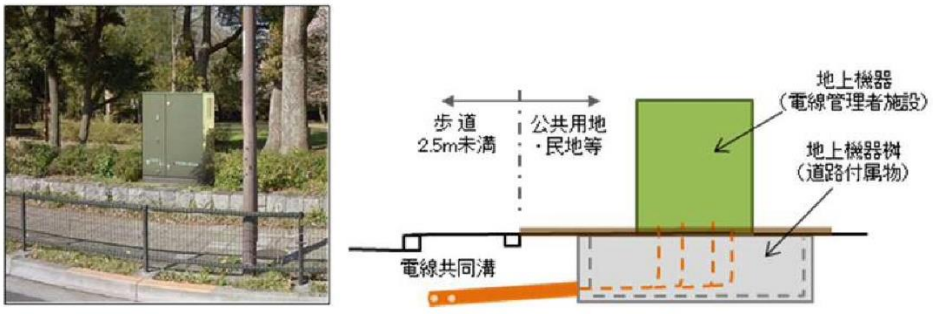

（出典）「東京都無電柱化推進計画」（平成 26 年 12 月、東京都）

図２−３−８　地上機器の設置の工夫（看板で目隠しした事例）

（出典）「地上機器の設置の工夫」（国土交通省ホームページ）

図２−３−９　市内公園に設置された地上機器（柴崎中央公園）

第３章　無電柱化の推進に関する基本的な方針

３－１　基本方針

国及び東京都の「無電柱化推進計画」で定められた無電柱化の推進に関する目標や、これまでの「立川市無電柱化整備計画」の方針等を踏まえ、以下の３つの柱を本計画の基本方針として定めます。

【基本方針１】都市防災機能の強化（防災）

災害時における電柱の倒壊による道路閉塞を防ぎ、ライフラインの安定供給や救急活動の円滑化を図ります。

【基本方針２】安全で快適な歩行空間の確保（安全・快適）

歩道内の電柱をなくし、子どもや高齢者、車いすやベビーカー等、誰もが安全で快適に利用できる歩行空間を確保します。

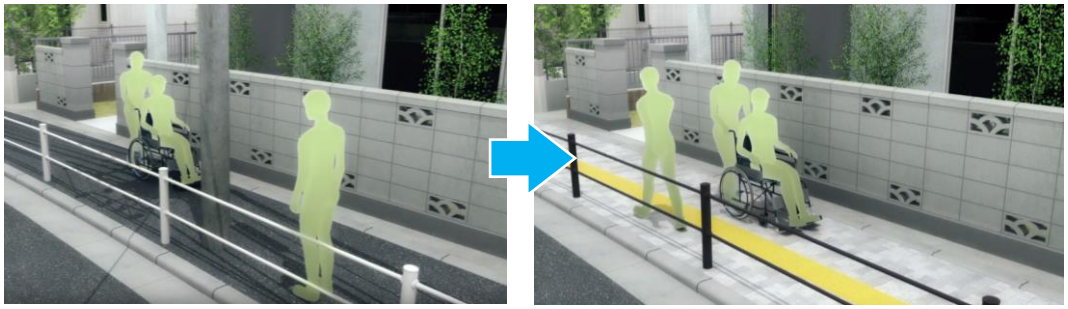

【基本方針３】良好な都市景観の創出（景観）

景観を阻害する電柱や電線類をなくし、良好で美しい都市景観を創出します。

（図出典）「無電柱化ってなに？～東京を安全で美しい街に～」（東京都ホームページ）

３-２　整備方針

無電柱化の推進に関する基本的な方針を確立していくため、３つの基本方針に基づく４つの整備方針を定め、現道、都市計画道路等のその他新設道路を選定し、無電柱化の推進を図ります。

１）整備効果の高い路線の集中的な整備の推進

無電柱化の推進に関する基本的な方針のもと、各路線における無電柱化の必要性や期待される整備効果、効果の早期発現等を総合的に評価し、高い費用対効果が期待される路線について優先的に整備します。

２）多様な整備手法の活用

従来の電線共同溝方式による整備が困難な路線については、電線管理者等と協働して、公共用地や民地等を活用した手法や、新技術等を活用した無電柱化整備手法を検討するなど、多様な手法により無電柱化を推進します。また、コスト縮減を図るため、技術開発の進展を踏まえながら、低コスト手法を積極的に導入します。

３）関係事業者等との連携強化

道路工事調整会議等の関係者が集まる機会を活用し、早期かつ積極的な調整を行うとともに、道路の新設・拡幅事業や市街地開発事業等の他事業と連携した同時施工による無電柱化を推進していきます。特に、土地区画整理事業や市街地再開発事業等の面的な事業においては、事業区域内での無電柱化（電線共同溝、裏配線方式等）を要請・啓発していきます。

４）補助制度等を活用した財源の確保

区市町村道における無電柱化を促進するため、これまでの「社会資本整備総合交付金（防災・安全交付金）」や「区市町村無電柱化事業に対する都費補助制度」等の補助制度を活用するとともに、東京都が新たに創設した「無電柱化チャレンジ支援事業制度」も有効に活用することで、無電柱化事業の財源確保を図ります。

３-３　無電柱化路線の選定

【現道】

本計画では、市認定路線（全 259㎞）のうち、３つの基本方針から無電柱化の効果が得られる路線を「無電柱化候補路線」として抽出します。また、「無電柱化候補路線」として抽出された路線のうち、整備効果の観点から評価を行い、無電柱化のネットワークに寄与する路線を「無電柱化抽出路線」として位置付けます。

さらに、本計画で着実な整備を推進していくため、整備効果の早期発現性や整備のし易さの観点から、優先的に整備を推進する路線を「優先整備予定路線」として選定します。

各路線の選定にあたっては、国及び東京都における無電柱化に関する法令・各種計画等で位置付けられた無電柱化路線や、市の推進計画の基本方針等を踏まえた「選定指標」を設定し、路線の一次・二次スクリーニングを行いました。

【都市計画道路・その他の新設道路】

都市計画道路及びその他の新設道路についても、事業計画等により「無電柱化抽出路線」及び「優先整備予定路線」として選定します。

図３-３-1　「無電柱化路線」の選定の流れ

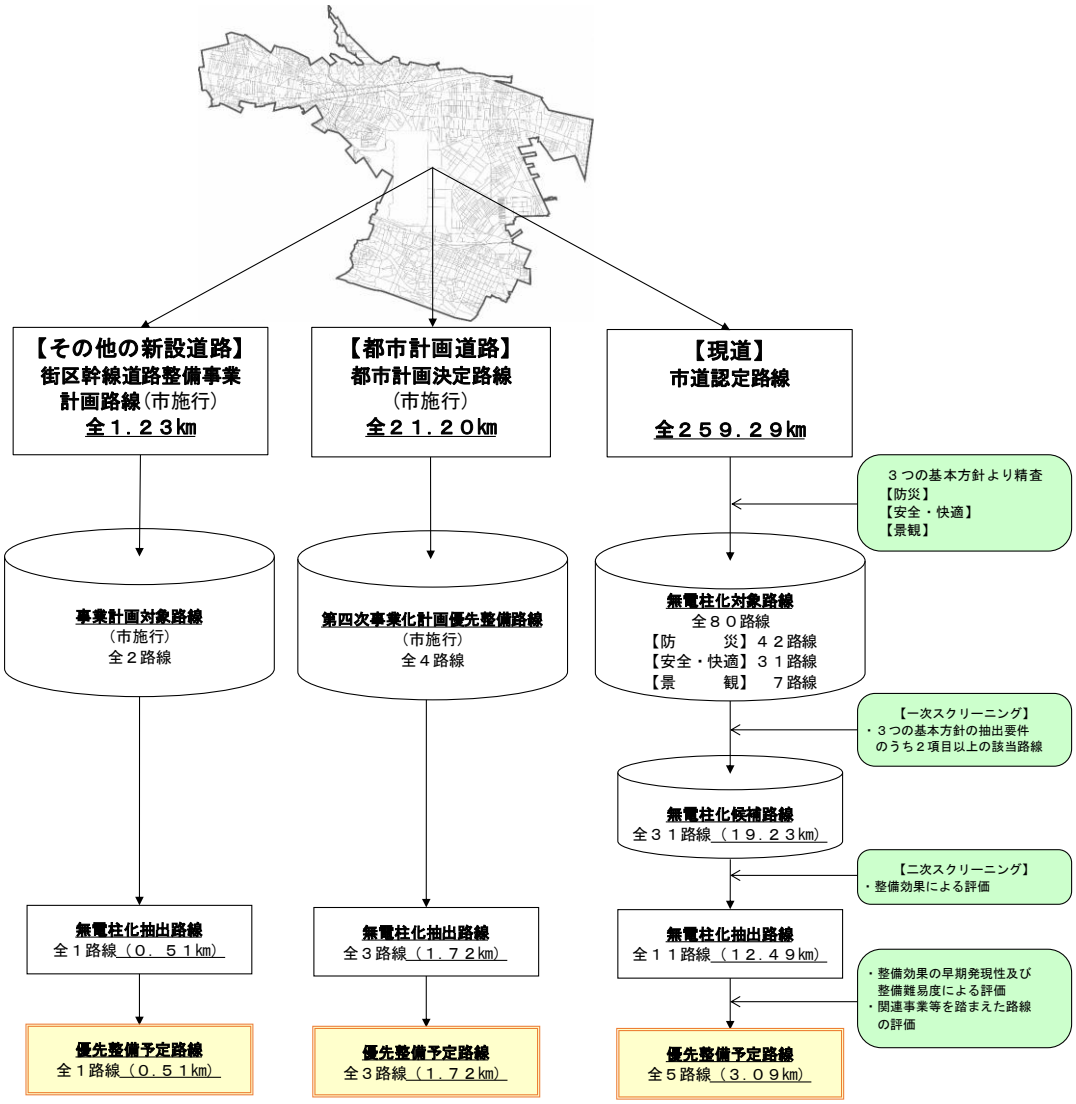

表３-３-1　各評価段階における「選定指標」

<table>
<tr><th>段　階</th><th>指　標</th></tr>
<tr><td><u>[３つの基本方針より精査]</u>
対象路線※1 の抽出</td><td>３つの基本方針ごとに合致する路線を抽出
■防災
①緊急輸送道路（東京都）に指定されている市道
②避難場所・消防署・災害拠点と緊急輸送道路（東京都）を結ぶ道路
③無電柱化済み路線（都道）と連携する道路
④市の防災ネットワークに寄与する路線
■安全・快適
⑤通学路指定されている主要な道路※2
⑥主要駅の半径約 500mの範囲で無電柱化済み路線と連続する主要な道路※2
■景観
⑦景観形成軸の「幹線道路軸」に位置づけられている道路
⑧景観形成拠点の「公園・緑地拠点」内の主要な道路
⑨景観形成拠点の「商店街拠点」に位置付けられている道路
⑩景観形成拠点の「駅周辺拠点」の鉄道駅に接続する商業地域/近隣商業地域内の道路

※1 対象路線：市において無電柱化の対象となる路線
※2 主要な道路：1 級・2 級市道、一般市道</td></tr>
<tr><td><u>[一次ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ]</u>
候補路線※3 の抽出</td><td>上記３つの基本方針の抽出要件①～⑩のうち２項目以上の要件に該当する路線

※3 候補路線：無電柱化の整備候補となる路線</td></tr>
<tr><td><u>[二次ｽｸﾘｰﾆﾝｸﾞ]</u>
抽出路線※4 の選定</td><td>候補路線の整備効果の観点からＡ～Ｃの３段階で評価を行い、評価がＡとなった路線を抽出
<table>
<tr><th>評価</th><th>整備効果</th></tr>
<tr><td>A</td><td>・３つの基本方針全てにおいて該当項目がある路線
・「都市防災」で「①緊急輸送道路に指定されている市道」又は「④市の防災ネットワークに寄与する路線」
・⑥主要駅半径約 500mの範囲で無電柱化済み路線と連続する主要な道路</td></tr>
<tr><td>B</td><td>・３つの基本方針のうち、該当項目が２つある路線</td></tr>
<tr><td>C</td><td>・その他の路線</td></tr>
</table>
※4 抽出路線：無電柱化のネットワークに寄与する路線</td></tr>
<tr><td><u>[整備効果の早期発現性及び整備難易度による評価]</u>
優先整備予定路線※5 の抽出</td><td>■整備効果の早期発現性：無電柱化済もしくは無電柱化事業中路線を結び、又は接続かつ避難場所、消防署、災害拠点病院等の前面道路に該当する路線
■整備難易度：「地上機器設置場所」「占用埋設物」「地域特性」「施工条件」の評価で「難」判定がない路線（区間）

※5 優先整備予定路線：優先的に無電柱化を推進する路線</td></tr>
</table>

図３-３-2　無電柱化抽出路線図（無電柱化のネットワークに寄与する路線）

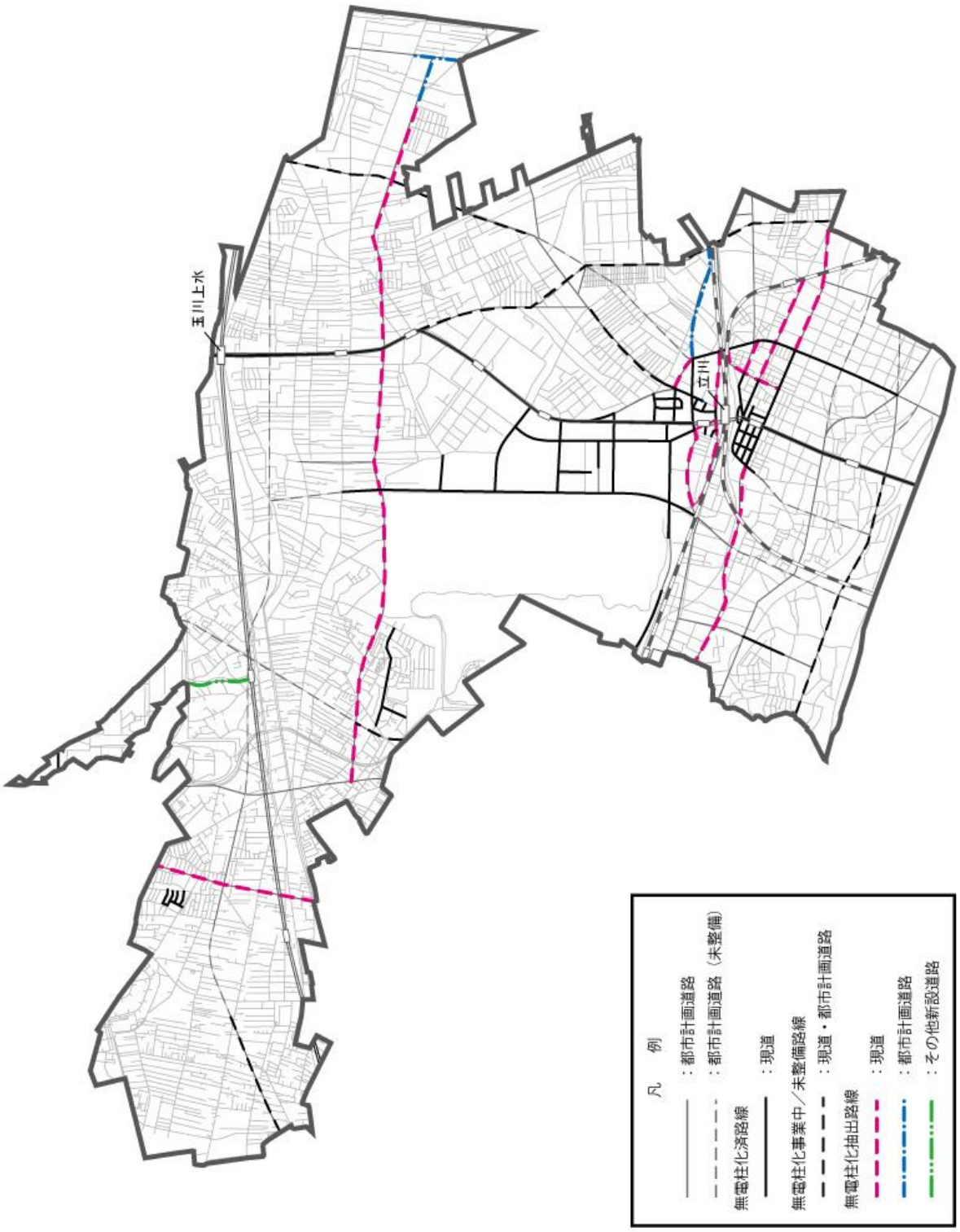

第４章　無電柱化の推進に関する整備計画

4－1　計画の期間

計画の対象期間は、令和２（2020）年度から令和 11（2029）年度までの 10 年間とします。

4－2　整備目標

本計画期間内において、優先整備予定路線よりチャレンジ路線の認定が見込まれる現道１路線を含め、優先的に整備を推進する路線として、以下に示す路線の無電柱化の事業着手を目指します。

＜令和 11（2029）年度までに事業着手を目指す路線＞　　図４－２－１参照

【現道】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　区間延長：３６０m

①立川市道１級１号線（主地道１６号～市道南３７５号）

【都市計画道路】・・・・・・・・・・・・・・・・　区間延長：９７０m

②立川３・２・１０号線（市道１級８号～立川３・３・３０）　１５０m※

③立川３・４・１５号線（市道１級１０号～立川３・４・２１）２７０m

④立川３・４・２１号線（国分寺３・４・１０～主地道７号）　５５０m

【その他新設道路】・・・・・・・・・・・・・・・　区間延長：５１０m

⑤立川市道２級２５号線(駅前広場～市道２級１７号)

※概成区間を除く新設区間 150mを計上

＜優先整備予定路線＞

無電柱化抽出路線のうち、整備効果の早期発現性が高く、かつ整備のし易さの観点から抽出した「優先整備予定路線」は以下のとおりです。

本計画の進行管理の中で、整備目標が達成された段階で、整備目標の見直しを図り、計画的かつ積極的な無電柱化を推進していきます。

表４－２－１　優先整備予定路線

【現道】・・・　合　計：3,090m

立川市道１級　１号線	主地道 16 号（市民会館西）～市道南 375 号	360m
立川市道１級　７号線	市道１級５号（錦町一西）～主地道 16 号（錦町一）	240m
立川市道１級　８号線	都道 153 号（曙町一）～都道 153 号（立川北駅前）	560m
立川市道１級 10 号線	市道１級 13 号（砂川町一）～主地道 43 号（幸町一）	770m
立川市道１級 13 号線	都道 153 号（砂川五差路）～市道１級 10 号（砂川町一）	930m
	市道２級 14 号（大山団地東）～都道 153 号（砂川五差路）	230m

【都市計画道路】・・・　合　計：1,720m

立川３・２・10 号線	主地道 16 号（東橋）～立川３・３・30	900m
立川３・４・15 号線	市道１級 10 号～立川３・４・21	270m
立川３・４・21 号線	国分寺３・４・10～主地道７号（若葉町団地入口）	550m

【その他新設道路】・・　合　計：　510m

立川市道２級 25 号線	駅前広場～市道２級 17 号	510m

※（　）内は交差点名

図４－２－１　優先整備予定路線図（優先的に無電柱化を推進する路線）

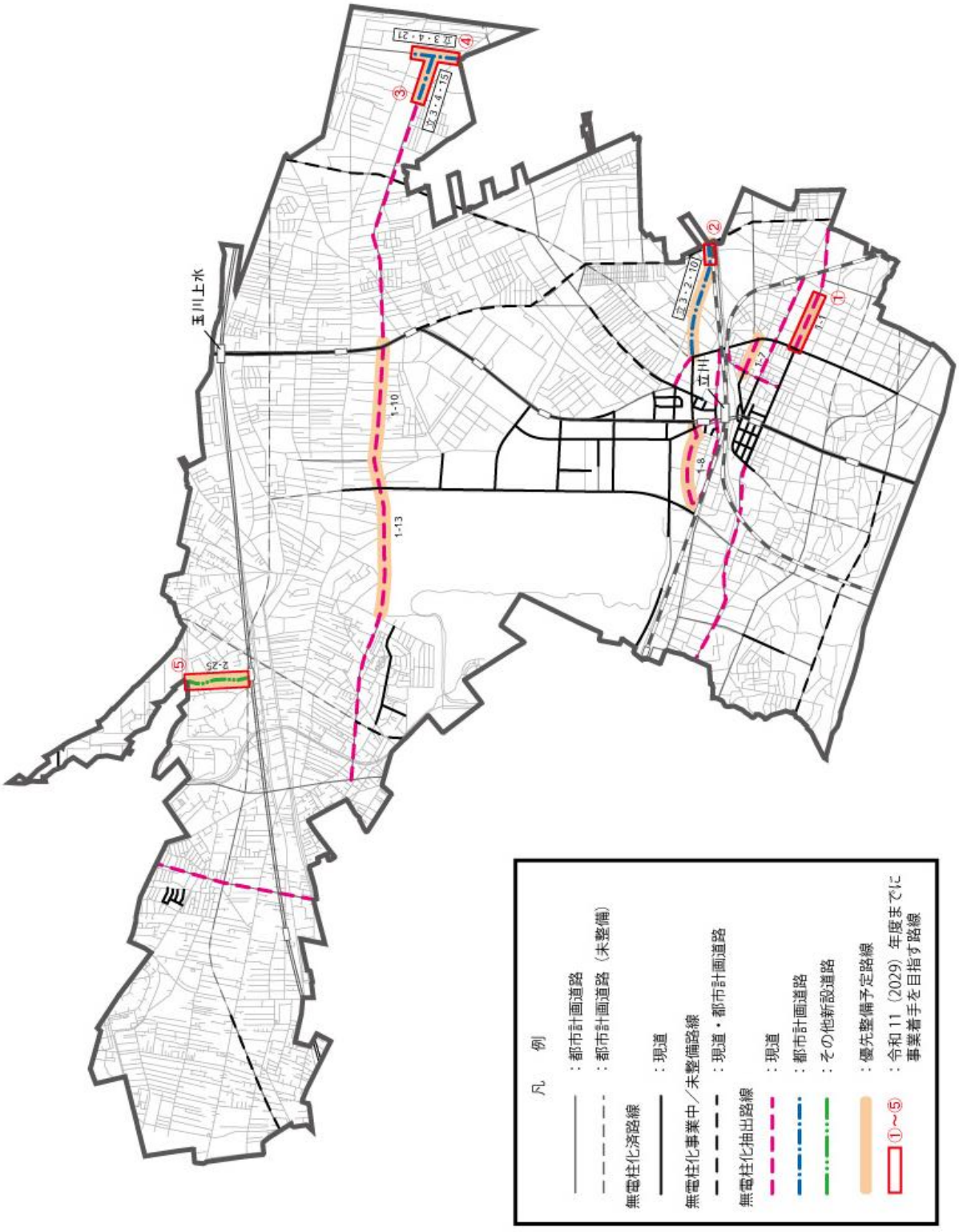

第５章　無電柱化の推進に関する施策等

５－１　施策の体系

無電柱化の推進に関する３つの基本方針とこれに基づく整備方針を確立していくため、無電柱化の推進に関する施策と、施策を推進していくために必要な事項を定め、以下のとおり体系付けます。

図５－１－１　推進計画の体系

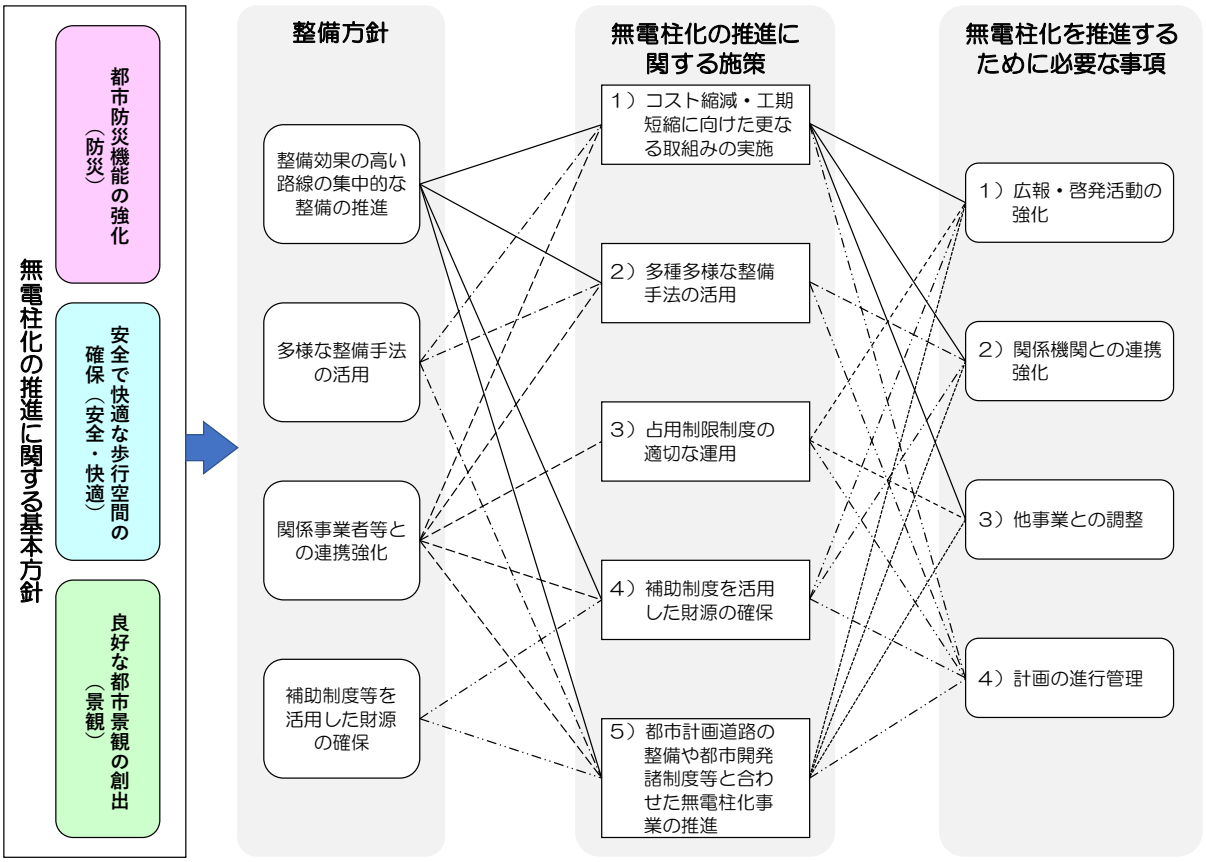

５-２　無電柱化の推進に関する施策

無電柱化を推進するため、以下の施策を総合的かつ計画に実施します。

１）コスト縮減・工期短縮に向けた更なる取組みの実施

国や東京都で検討されている低コスト手法や工期短縮につながる整備手法を積極的に活用していきます。

また、これまで市が取り組んできた既存ストックを活用する整備手法についても採用し、引き続きコスト縮減・工期短縮に努めます。

図５-２-１　コスト縮減や工期短縮に向けて検討が進められている整備手法

管路の浅層埋設 （実用化済）	小型ボックス活用埋設 （実用化済）	直接埋設 （国交省等において実証実験を実施）
現行より浅い位置に埋設 管路の事例（国内）	小型化したボックス内に ケーブルを埋設 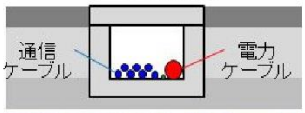 小型ボックスの事例	ケーブルを地中に直接埋設 直接埋設の事例（京都）
・浅層埋設基準を緩和（平成28年4月施行） ・全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）」を作成（平成29年3月発出）	・モデル施工（平成28年度～） ・電力ケーブルと通信ケーブルの離隔距離基準を改定（平成28年9月施行） ・全国展開を図るための「道路の無電柱化低コスト手法導入の手引き（案）」を作成（平成29年3月発出）	・直接埋設方式導入に向けた課題のとりまとめ（平成27年12月） ・直接埋設用ケーブル調査、舗装への影響調査（平成28年度） ・実証実験を実施（平成29年度）

（出典）「低コスト手法の取組状況」（国土交通省ホームページ）

図５-２-２　既存ストックの活用事例

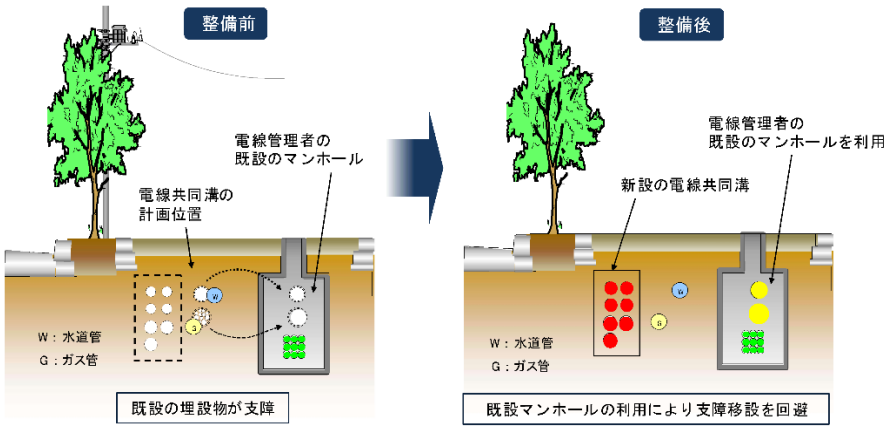

（出典）「東京都無電柱化推進計画」（平成 26 年 12 月、東京都）

２）多種多様な整備手法の活用

歩道幅員が 2.5m未満、又は歩道がない道路における地上機器の設置場所の確保については、公共用地等の道路区域外の敷地を活用するとともに、公共用地等がない場合は、民地等の空きスペースの活用についても検討していきます。また、併せて地上機器の設置数を抑えることが可能なソフト地中化方式を検討するなど、多様な整備手法を活用し、更なる整備の推進を図ります。

図５－２－３　地上機器の設置場所の例

（出典）　（公共用地利用の例、民地利用の例）「電線共同溝整備の工程」（国土交通省ホームページ）
（ソフト地中化の例）「東京電力パワーグリッドにおける無電柱化の推進に向けた取組み」
（東京電力パワーグリッド（株））

３）占用制限制度の適切な運用

道路法第 37 条に基づく新設電柱の占用を制限する措置について、国では緊急輸送道路を、東京都では都道等を対象に実施していることを踏まえ、市では緊急輸送道路等を対象に制限していくことを検討します。

図５－２－４　新設電柱の占用禁止措置

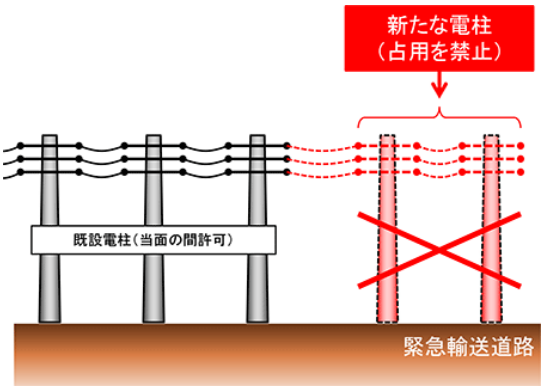

（出典）「無電柱化推進のための新たな取り組み」（国土交通省ホームページ）

４）補助制度を活用した財源の確保

国の「社会資本整備総合交付金」や東京都の「区市町村無電柱化事業に対する都費補助」といった既存の補助制度を活用するとともに、東京都の「無電柱化チャレンジ支援事業制度」等の補助制度を有効かつ最大限に活用し、財源を確保しながら無電柱化のより一層の推進を図ります。また、国や東京都に対して、補助率の引き上げや補助対象の拡大、補助制度の継続など、既存の補助制度の拡充を要望します。

図５－２－５　東京都の無電柱化チャレンジ支援事業制度の概要

（出典）「区市町村道の無電柱化事業についての支援」（東京都ホームページ）

５）都市計画道路の整備や都市開発諸制度等と合わせた無電柱化事業の推進

東京都は、都市開発諸制度において、事業区域内の道路の無電柱化を義務付けるとともに、事業区域外の道路の無電柱化も公共的な貢献として評価し、容積率の割り増しを行うこととしています。

市としても、事業者に対して事業区域外の道路の積極的な無電柱化の促進を求めていくとともに、市が自ら事業の実施に向けた検討に取組み、民間開発の機会を捉えた周辺道路の無電柱化を推進します。

図５-２-６　開発区域における無電柱化

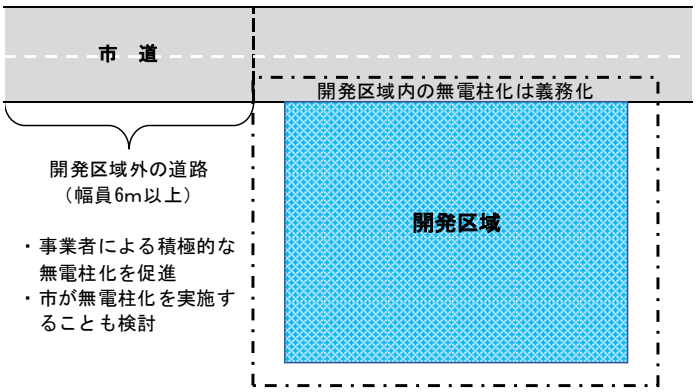

また、市街地再開発事業や土地区画整理事業等においては、区域内の幹線道路（市道以外）に留まらず、区域外の幹線道路及び区域内外の市道についても無電柱化を促進するよう事業者と調整を図ります。さらに、より小規模な範囲で事業を実施する場合も、補助制度を活用しながら積極的に区域内外の市道における無電柱化を促進するよう事業者に要請していきます。

無電柱化整備後のイメージ

立川市道１級１号線（主地道 16 号～市道南 375 号線）

５-３　施策を推進するために必要な事項

無電柱化の推進に関する施策等を総合的、計画的かつ迅速に推進するため、以下の事項についても積極的に実施していきます。

１）広報・啓発活動の強化

無電柱化に関する市民の理解と協力が得られるよう、無電柱化事業の内容や整備効果に関する広報誌（パンフレット）等により、広く周知を図ります。

２）関係機関との連携強化

国や東京都と連携した技術検討や電線管理者との整備手法に関する協議・調整を行い、無電柱化を円滑に推進できるよう努めます。

３）他事業との調整

都市計画道路の整備や面的開発事業等が実施される際には、コスト縮減・工期短縮を図るため、同時施工が図られるよう、施工時期等の調整を図ります。併せて、各種事業における無電柱化の推進を関係機関等に要請します。

４）計画の進行管理

本計画を着実に推進していくため、事業の進捗状況を適切に管理していくとともに、無電柱化の整備状況や新たな整備手法の実用化、国や東京都の無電柱化推進計画等の動向を踏まえながら、適宜、本計画の見直しや改善を行います。

立川市無電柱化推進計画
令和２（2020）年４月発行

発行　　立川市
〒190-8666
東京都立川市泉町 1156 番地の９
電話　042－523－2111（代表）
FAX　042－521－3020
ホームページ　http://www.city.tachikawa.lg.jp/
編集　　まちづくり部工事課